

加茂市監査委員公表 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月22日

加茂市監査委員 山口 昇
加茂市監査委員 大平 一貴



監 第 7 号
令和 5 年 2 月 22 日

加 茂 市 長 藤 田 明 美 様
加茂市議会議員 滝 沢 茂 秋 様
加茂市教育長 山 川 雅 己 様

加茂市監査委員 山 口 昇
加茂市監査委員 大 平 一 貴

令和 4 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の対象

令和 4 年度の令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの議会事務局、こども未来課、健康福祉課、加茂市介護・看護支援センター、農林課、商工観光課、庶務課、学校教育課及び社会教育課の所管する財務に関する事務その他事務

2 監査の着眼点

対象課所管の財務に関する事務その他事務が法令等に適合し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の実施内容

財務に関する事務その他事務が適正に行われているかについて、対象課に調査票等による事前調査を行い、関係書類を審査するとともに、事務の内容等について関係職員から事情聴取をして行った。

なお、監査に当たっては、加茂市監査基準に準拠して実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び 402 会議室
- (2) 監査の日程 令和 5 年 1 月 16 日～令和 5 年 2 月 22 日

5 監査の結果

監査対象事務は、おおむね適正に執行されていると認められるが、各課共通の課題として人員不足がある。業務の取捨選択、合理化によって改善を図るとともに労働時間捕捉の共通化を行うべきである。

なお、各課に対する具体的な留意すべき事項は次のとおりである。

議会事務局

新年度からタブレット端末と広報広聴会を導入するということであるが、議員一人ひとりの意志や意欲がより市民に伝わり易くなるようにリアルタイムで市議会を視聴できるようにオンライン化も進めていただきたい。併せて、市議会の仕組みや用語などについても広報活動を進め、市民の市政への関心と理解を深めるための取り組みにも努めていただきたい。

こども未来課

子どもと子育て支援のために多くの施策に取り組んでいることを市民だけでなく市外に向けて発信することも重要である。今後、保育園の見直しも含めた子育て関連施設の複合化を検討していくとのことであるが、広い視野で利用者の目線に立ち進めていただきたい。

また、要保護児童を増やさないための予防対策として、相談体制の整備をより強化し、要保護児童対策地域協議会とも連携して細やかな視点で心身の健康づくりに取り組んでいただきたい。

健康福祉課

ワクチン接種や臨時給付金など、新型コロナウイルス感染症に起因した突発的業務の対応は大変だと思うが、職員の業務量に偏りがみられる。まずは職員が肉体的・精神的に健康であることが前提となるため改善に努めていただきたい。

健康増進プロジェクトに関して、実施して得た具体的な効果を広報することで更なる参加者の増加が期待でき、より多くの方に健康になっていただければ笑顔あふれる加茂市につながるとともに医療費の負担軽減も期待できるため、積極的な対応をお願いしたい。

加茂市介護・看護支援センター

各会計における課題を念頭に置き、共通認識を持って改善策を講じるような対応をお願いしたい。

市単独のショートステイ事業は終了予定とのことだが、新型コロナウイルス感染症禍から状況が改善した際に利用者が不便な思いをしないように進めていただきたい。

来年度から「長寿あんしん課」に名称変更すること、更なるサービス支援体制の充実と利便性の向上に期待したい。

農林課

新規就農者の発掘や法人化において、農業経営の在り方や根本的な仕組みづくりをするとともに、加茂市の一次産業の方向性が明確になるような取り組みをお願いしたい。

商工観光課

業務が多岐に渡っているため、限られた人員で対応するには取捨選択をしていかないと、重点が押さえられず望む効果が得られなくなってしまう恐れがある。各事業の見直しを検討していただきたい。

庶務課

学校施設の老朽化に関して、加茂市立小中学校適正規模等検討委員会の答申を受けて施設の方向性が決まっていくと思われるが、移行期間においても児童生徒の安心安全が担保されるように万全な対策を講じていただきたい。

また、スクールバスについて、運転手の確保が難しい状況があるのであれば、業務委託も視野に入れた検討が必要である。

学校給食については、七谷産コシヒカリの提供などの地産地消や、サッカーワールドカップに合わせた対戦国の料理を提供する取り組みなど、今後も児童生徒の興味を引く食育に引き続き努めていただきたい。

学校教育課

多岐に渡る業務の中で新しい事業を行っていくためには現行業務の見直しを進め、教育の質の低下を招かないようにしなければならない。業務について属人的な分担としないことや、奨学金の債権管理などは他課の債権と一括管理または外部委託を検討していただきたい。

また、教育支援センター利用者の増加に伴う対応については、中長期的な事業計画を立てたうえで態勢強化を図っていただきたい。

社会教育課

所管施設が多く老朽化も進んでいる中で各施設に人員を配置し管理しているが、策定した公共施設再配置方針に基づき早急に施設の取捨選択を進め、修繕費等管理経費の見直しを図っていただきたい。これは他課所管の施設も同様である。